

# 部活動中の事故と教師の責任論

(平成29年11月8日 受理)

人文社会系 東野 充成  
小幡 博基

## The Responsibility of Teachers in Accidents during Club Activities

(Received November 8, 2017)

Kyushu Institute of Technology HIGASHINO, Mitsunari  
OBATA, Hiroki

The purpose of this paper is to clarify discourse of teacher's responsibility in accidents during club activities. For this purpose, we analyzed 10 precedents. As a result, we made the following point clear. (1)Precedents request teachers to watch students widely. (2)It is ambiguous that allotment of roles of teachers who concern club activities. (3)It is indefinite that the degree of the recognition that teachers can purchase.

### 1. 問題と目的

本研究の目的は、高校における運動部活動中の事故に関する判決の分析を通して、事故の予防や発生において教師の責任がどのように位置づけられているのか、法的世界における部活動事故にかかわる教師の責任論の構図を明らかにすることである。もって、なぜ部活動にかかる教員の負担が重くなるのかを法的言説の側面から明らかにするとともに、部活動中の事故という不幸な事態を鏡として、教育実践や教員養成、ひいては特別活動研究の在り方を反省的に捉えなおすことが本研究の目的である。

運動部活動には高校生の発達を促す上で様々な役割が求められているが、それらは生命や身体に対する安全が十分に確保された中で行われなければならない。もちろん、そもそも危険性を内在させた運動部活動ではある程度事故が発生することはやむを得ない。しかしながら、学校としては事故発生の予防に十全に取り組まなければならないことには変わりはない。そのためには、不幸にして発生してしまった事故の事例を十分に分析・学習することが必要である。

日本スポーツ振興センター（2015）によると、平成26年度中に高校（高専を含む）の部活動中に発生した死亡事故の件数は6件であり、水泳部、陸上部、野球部、剣道部、フェンシング部が含まれている。また、同センターの災害共済給付の対象とはなっていないが、供花料を支出した死亡事故も3件発生している。野球部とバスケットボール部である。一方、傷害の発生件数は97件で、およそあらゆる種目での発生が報告されている（文化系の活動でも3件報告されている）。むろんこの数値は災害共済給付の対象として申請されたものであり、申請にまでは至らなかった軽微な負傷等を含めれば、その数は膨大なものにのぼるだろう。このような事故の中には、裁判が提起されるものも数多くあり、本研究は裁判の記録を振り返ることで、教員の責任がどのように論じられているのかを明らかにしようとするものである。

学校管理下に置かれた高校生の生命・身体を守ることは、むろん学校の第一義的な責任であるが、活動を実施している環境や事故が発生したときの状況等によって責任の所在やあり方はかわってくる。また、行政・学校管理者、実際に活動を指導している教員、負傷者である高校生や保護者など、同一の事故であっても、どの立場から見るとしても事故の意味はかわってくる。このように、一口に運動部活動中の事故といっても、事故を取り巻く状況や見る立場によって、その意味は変化する。

こうした事故の意味をめぐる対立がもっとも鮮明にあらわれたのが裁判である。運動部活動事故の裁判においては、事故発生時の環境や状況などの客観的条件を基礎に、誰にどの程度の責任が存するのか、その事故の意味をめぐる言説の闘いが展開される。したがって、裁判を分析することは、事故における教員の責任がどのように位置付けられ、「教員の責任論」という言説がいかなる構造をなしているのか、鮮明に描き出すことを可能にする。

さて、運動部活動をめぐってつとに指摘されているのが、教員にかかる過重な負担である。神奈川県教育委員会（2014）の調査によると、運動部活動にかかる負担が「重い」「やや重い」と回答した教員は84%に達している。東京大学（2006）の調査によると、運動部顧問の残業時間・持帰り時間は勤務日で3時間超、休日で4時間超に達している。さらに、こうした時間的な負担だけでなく、運動部活動の指導には、指導に伴う肉体的負担、遠征等に伴う精神的・経済的負担など様々な負担が随伴している。とりわけ、事故にかかわる教員の精神的負担はかなり重いものとなるだろう。

しかしながら、なぜ事故に関して教員の負担が重くなるのか、その法的論理の言説作用が教育学研究の文脈で十分に検証されてきたとはいえない。教員の負担を重くする作用が法的言説の論理に組み込まれているならば、その論理構造や言説作用を教育学としても検証・追究することで、よりよい運動部活動指導の在り方を考究する上での一助となるはずである。以上のような問題意識から、本研究の目的を設定した。

## 2. 先行研究の検討と本研究の分析の枠組み・方法

### (1) 先行研究の検討

学校事故に関する研究は、民法学や教育法学を中心に蓄積されてきた（奥野2004, 市川2007など）。こうした研究は学校事故にかかる法的責任の所在を明らかにする上で基礎となるものであり、その重要性は論を俟たない。一方で、そもそも民法学を基盤としているこれら諸研究に内在する特性として、教育現場の実情が反映されにくい、教育実践との架橋が希薄であるといった問題点があることも否めない。

また、近年では、社会学的な学校事故研究も行われつつある。その代表が内田（2010）の研究である。内田（2010）では、前掲の『学校の管理下での災害』25年分の死亡事例が分析され、どのような事故が発生しやすいのか確率論的に明らかにされている。それによると、不審者の侵入による死亡を1とした場合、柔道部の練習中に死亡する確率は実に10342倍と推計されている。ここから内田は、「事件衝動的」な反応に偏って事故対策がなされる点を批判し、エビデンスに基づいた事故対策の必要性を提起している。ただし、同研究の主眼はあくまでも確率論というエビデンスに基づいて学校事故の発生割合を算出し、認知との乖離を明らかにすることであり、各々の事故において、学校や教員の責任がどう問われたのかは扱われていない。

### (2) 本研究の分析の枠組みと方法

以上のように、法学的、社会学的な学校事故研究は蓄積されつつあるわけだが、具体的に学校や教員の責任がどう問われてきたのかは、十分に明らかにされているとはいえない。そこで本研究では、社会学的な言説研究の方法を用いて、この点に迫ることを目指したい。具体的な分析材料とするのは、学校事故に関する判決文である（対象の選定方法については後述する）。山本（2009）が述べるように、判決文とは多重な意味を放射するひとつのテキストである。本研究は、この判決文というテキストを「教師の責任論」という観点から読解しようと試みるものである。

したがって、本研究は法学の世界で一般に行われている判例研究とは一線を画している。法学の判例研究においては一般に、類似の判例を参照しながらひとつの判例が深く追究され、またその際の視点・論点も当然のことながら法学の中で彫琢されてきた概念に基づいて行われる。しかし、本研究は法学的な学校事故研究の深化を目指すものではなく、教育学研究の立場から運動部活動中の事故について検証し、ひいては教育実践や教員養成への寄与を目指すものである。こうした立場からは、法学上の概念を駆使してひとつの判例を深く追究することよりも、類似の事例を複数渉猟し、そこから見いだされる言説の構造を見つけ出すことが有効である。その意味で本研究は、判決文というテ

クストを分析対象とした、運動部活動事故に関する言説研究と位置付けることができる。

具体的には以下のような方法を用いた。最高裁判所が提供している「裁判例情報」というデータベースを用いて<sup>1)</sup>、平成年間に判決が下された高校における運動部活動事故の判決を抽出した。平成年間の判決を用いたのは、近年の言説の動向をみるためである。高校に限定したのは、中学生と高校生とでは、体格や技能等に大きな差が考えられ、必然的に教員の責任論も変化してくるからである。本研究では、よりスポーツ活動の激しさが増す高校生を指導する場合に、教員にどのような責任が求められているのかを分析し、中学生を対象とした検証は別稿に譲ることとしたい。また、本研究は法学的な学校事故研究の深化を目指しているわけではないので、主に法的な争点について検討される高裁や最高裁の判決は除外した。その結果抽出されたのが、【表1】の判決である。本研究ではこの10件を分析対象とする。ただし、論述の流れに応じて、これら以外にも、参酌すべき判例については適宜紹介する。

【表1】分析対象の判決一覧

	年月日	裁判所	部活動	事故の結果	裁判の結果
事例①	H14. 10. 8	神戸地裁	槍投げ	左側頭部の怪我	原告勝訴
事例②	H17. 9. 1	佐賀地裁	ラグビー	熱中症による死亡	原告勝訴
事例③	H17. 11. 25	札幌地裁	ボート	溺死	原告勝訴
事例④	H18. 11. 28	名古屋地裁	野球	右眼負傷	原告勝訴
事例⑤	H19. 5. 29	京都地裁	アメフト	急性硬膜下出血で死亡	原告敗訴
事例⑥	H20. 3. 26	さいたま地裁	柔道	急性硬膜下血腫で障害	原告敗訴
事例⑦	H20. 3. 31	大分地裁	バスケ	熱中症による解離性健忘	原告勝訴
事例⑧	H22. 9. 3	大阪地裁	体操	頭部負傷	原告勝訴
事例⑨	H25. 2. 15	横浜地裁	柔道	急性硬膜下血腫	原告敗訴
事例⑩	H25. 3. 21	大分地裁	剣道	熱中症による死亡	原告勝訴

その際、以下のような分析の枠組みを設定した。①どの程度の危険を予見し、事故の防止に努めなければならないと考えられているのか。②直接指導に当たる教員と他の関係者との間に、責任はどのように分配されているのか。③こうした危険を予見する義務の程度や関係者間での責任の分配構造を通して、最終的にどのような法的言説の作用を通して教員の責任が重くなるのか。①②に着目するのは、これらがまさに運動部活動指導の在り方と密接に結びついているからである。運動部活動の指導が教員にとって大きな負担と感じられるのは、それに割く時間が大きいこと、特に顧問となった場合には精神的な負荷も大きく加わることなどが指摘され、教員の負担を軽減すべく、部活動の外部委託化なども提案されている。しかしながら、たとえ外部委託したとしても、事故の

発生に際して大きな責任を求められるのなら、精神的な負担感が和らげられることはないだろう。現に事故が発生した場合に、教員に対してどの程度の責任が求められ、責任がどのように分配されるのかを明らかにすることは、事故防止という観点だけでなく、今後の運動部活動指導の在り方を考える上でも基礎的な知見となる。以上のような観点から①②の分析枠組みを設定した。これらの分析を踏まえた上で、本研究の最終的な目的である③に着目する。

### 3. スポーツ中の事故の発生機序と対策・対応策

#### (1) 突然死

独立行政法人日本スポーツ振興センターに報告された1983年から2013年までの学校管理下における死亡事例数を分析した先行研究によると（鮎澤2016）、突然死が過半数以上を占め、その他に頭部外傷、溺水、熱中症、窒息、内蔵や脊髄損傷などが少数見られる。ここではこれらのうち、「突然死」、「頭部外傷および脊髄損傷」、「熱中症」について、発生機序、発生した際の対応、発生を未然に防ぐための対策について概要を述べる。

WHO（世界保健機構）の定義によれば、突然死とは“発症から24時間以内の予期せぬ内因性死亡”を指す。独立行政法人日本スポーツ振興センターの集計によれば、学校管理下における突然死の原因の多くは心疾患によって起こっている。突然死の原因となる心疾患が事前に判明していた事例には、先天性心疾患、心筋症、WPW症候群、QT延長症候群、大動脈解離などが報告されている（鮎澤2014）。一方、事前に何も診断されていなかった事例では、剖検によって、心筋症、心筋炎、冠動脈の先天異常、大動脈解離などが報告されている（鮎澤2014）。

心疾患を原因とした突然死において、事前に診断されていたものおよび事後の剖検によって発覚されたものに共通するのが心筋症である。心筋症は、心臓の筋肉の異常により、心機能に異常をきたす病気である。このうち、肥大型心筋症では、心肥大をおこす原因となる高血圧や弁膜症などの病気がないにもかかわらず、心筋の肥大（通常は左心室壁の異常な肥大）が起こり、心房から心室へ血液を受け入れるための心室の拡張機能に障害が生じる。

また、近年着目されている突然死を招く心疾患に心臓震盪がある。心臓震盪とは、ボールなどが心臓付近に当たった際に、心臓へ加えられた外力により心筋が痙攣（心室細動）することで起こる。心室細動が発生すると心ポンプ機能は停止し、これが4分以上続くと心臓や脳が酸素不足に陥り死に至る。

心停止が起きたときは、一次救命措置を救急隊が到着するまで繰り返し行う。心停止

の70%近くは心室細動によるもので、AEDによる電氣的除細動（電気ショック）をできるだけ早く行う必要がある。心臓マッサージは心室細動に対して効果がないとされるが、AEDや救急隊が到着するまでの心ポンプ機能の補助には効果があるため、積極的に行うことが推奨される。

突然死の事例がある先天性心疾患、心筋症、WPW症候群、QT延長症候群、大動脈解離などの心疾患を持つ生徒がいる場合は、責任者・監督者が疾患の発症に対する準備と心構えをし、許容される運動強度や量を把握したうえで運動を実施させることが重要である。一方、事前に予測ができない場合でも、過度な疲労や暑熱環境下での運動実施を避けるように注意する必要がある。また、AEDを携帯するなど発症時の救命措置を準備しておくことが重要である。

## (2) 熱中症

熱中症とは暑熱環境における障害の総称であり、症状により熱失神、熱疲労、熱痙攣、熱射病に分類される。熱中症による死亡事故は、特に、屋外でのスポーツ活動時や運動時においてみられる。

熱中症発症の原因は、過度の体温上昇（高体温）と脱水である。温度や湿度が適切な環境下では運動等により体温が上昇すると、皮膚血流量の増加（皮膚と外気の熱伝導による冷却）と発汗（気化熱による冷却）の2つのメカニズムにより熱放散を行い体温の上昇を抑えている。しかしながら暑熱環境下では、外気の温度が高いため皮膚血流を介した熱伝導による冷却が行えず、湿度が高いため汗の蒸発による冷却もできないため効率的な熱放散が行えなくなり、体温が上昇した状態が続く。また、高体温と脱水は正の相関を示し、熱中症の発生を増加させる負の連鎖となる（Adolf1947）。

熱中症が疑われるときは、体温の冷却をできるだけ早く行う必要がある。対象者を動かせる場合には、風通しの良い日陰やクーラーが効いている室内に避難させる。衣服を脱がし、露出した皮膚に水をかけてうちわや扇風機などで仰ぐことで熱放散を助ける。皮膚の直下を流れている血液を冷やすため、頸部や腋窩部（脇の下）、鼠径部（大腿の付け根）に氷嚢などを当てる。胃の表面から熱を奪い体温を冷却するため、水分を与える。この際、発汗による塩分を補うため、冷たい水よりも経口補水液やスポーツドリンクを与えるとより効果的である。ただし、意識がはっきりしていない場合や吐き気がある場合は気道が塞がる可能性があるため、経口による水分の摂取は行わない。また、意識障害などの脳症状の疑いがある場合は、体温の冷却処置を行いつつ、速やかに救急車を要請する。

責任者・監督者が環境省のホームページ等で公開されている環境温度（WBGT）をもとに、運動の可否を適切に判断することが重要である。暑熱環境下で運動を実施する場

合は、責任者・監督者だけでなく生徒にも熱中症の予防策を十分に理解させたうえで運動に取り組ませるようにする。授業や部活動の練習では、活動前後に適切な水分補給を行うよう指示する。活動中は開始から時間を決めて水分および塩分の補給時間を設けるとともに、必要に応じて生徒がいつでも水分や塩分を補給できる環境を整えておくことが重要である（文部科学省2012）。

### （3）頭部外傷および脊髄損傷

日本スポーツ振興センターの委員会報告によれば、ある一定以上の治療を要した重症頭部外傷のうち脳震盪が1/3程度を占め、次いで頭部打撲、急性硬膜下・外血腫となっている。ここでは、生死に関わりのある急性硬膜下血腫と頭部外傷と併発する可能性の高い頸椎・頸髄損傷について発生機序を説明し、授業や部活活動中に頭部や頸部に強い外力が加わったときの対応と根本的な対策について述べる。

急性硬膜下血腫や頸椎・頸髄損傷は、コンタクトスポーツ（ラグビー、アメリカンフットボール、柔道、サッカー等）中の激しい接触や転倒により頭部および頸部に強い外力が働いたときに起こる。

急性硬膜下血腫は、頭部が激しく揺さぶられた際に、頭蓋骨と脳とに大きなずれが生じ、頭蓋骨と脳とをつなぐ架橋静脈が破断することで起こる。破断した部位から出血し、発生した血腫が硬膜の内側に広がり急性硬膜下血腫となる。

頸椎・頸髄損傷は、強い外力により頸部が過伸展・過屈曲したとき、頭頂部から垂直方向の外力が加わったとき、これらに捻りが加わったときに起こる。頸椎損傷とは、頭蓋骨と胸椎の間に存在する第1頸椎から第7頸椎が強い衝撃により変形、脱臼、骨折した状態を指す。頸髄損傷とは、頸椎損傷等により頸髄が損傷した状態を指す。頸髄損傷では頸髄が神経支配する上肢の運動・感覚だけでなく、頸髄以降の神経情報の伝達が遮断されるため体幹や下肢の運動・感覚に麻痺が生じる。

活動中に頭部の打撲や身体の激しい衝突、転倒が起きたときには、対象者を平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態を確認する。その際、頸部を動かすことにより症状が悪化してしまう可能性があるため、軽く肩を叩きながら意識の確認を行い、決して体を強く揺すってはいけない。

意識が無い場合は、速やかに救急車を要請し、救急隊の到着まで一次救命処置を行う。頭部や頸部の損傷では、頸髄損傷により呼吸筋の麻痺により呼吸に支障をきたす場合があるため、必ず呼吸を確認し、息をしていなければ人工呼吸を行う。意識がはっきりしない場合や頭痛、吐き気などの症状が出現している場合は脳震盪を起こした可能性が高いため、教員等が付き添い必ず医師の診察を受けさせる。意識がある場合は、運動能力（麻痺、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）を確認し、異常がある場合は頸椎・

頸髄損傷が疑われるため動かさないで速やかに救急車を要請する。

設置物への衝突など不慮の事故は避けられない場合もあるが、設置物への衝突緩和措置など事前の配慮をし、事故の発生を極力減らす努力をする。

競技中に身体が強い力で接触するコンタクトスポーツでは、特に初心者の練習において特別な配慮をする。頭部外傷や頸髄・頸髄損傷を起こしやすい技やプレーは、ルールによるプレーの禁止や厳罰化、練習プログラムからの削除など行われるのが望ましい(谷ほか2016)。集中力の低下による事故の拡大を防止するため、練習中や試合中は休憩をしっかりと挟み休憩と水分・塩分補給を行う。一度頭部打撃を受けた競技者については、復帰の時期を慎重に決定することが重要である。

#### 4. 危険の予見と立会

まず確認したいのは、部活動を指導する教員にはどの程度の危険を予見する義務が求められているのか、という点である。この水準は当然指導するスポーツの種類によって変化する。事例①のような槍投げ練習中に槍が頭にささった事故の場合、槍という一見して危険な器具を使用するわけであるから、そのスポーツを実施するにあたって事故が発生しやすいことは誰しも予見できるし、予見しなければならない。実際事例①判決では、槍投げに使用する槍の特性を記した上で、「C（顧問教諭）は、砂場への突刺し練習に立ち会い、監視指導すべき義務を負っていたものと解され、同練習を中止させることなく、同練習の途中で砂場を離れたことは、上記立会義務に違反するものである」と、教員の立会義務違反を認定している。槍という危険な器具を使用するにもかかわらず、練習中に持ち場を離れたことが過失とされたわけである。

しかしながら、およそどんなスポーツでも事故の危険性を内在している。他の事件では、この点につきどのように捉えられているのだろうか。事例④は、野球の練習中に起こった事故であるが（ノックをしていた捕手の打った球が守備練習中の生徒の眼に当たった事故）、被告である学校側は次のようにレギュラー選手の練習に常時立会する必要性はないと主張した。

教諭（顧問あるいは監督）に、生徒を指導し、事故の発生を防止すべき一般的な注意義務（安全配慮義務）が課せられていることは否定しないが、これは、文字どおり、一般的な注意を生徒に与えることを意味する。教諭が、かかる一般的な注意義務を超えて、部活動中、常時、生徒を監視・指導すべき義務を負うのは、諸般の事情から、何らかの事故が生ずる危険性が具体的に予見可能な場合に限られる。

これに対し裁判所は、次のような判断を示した。

アップ中であるからといって、部員の安全確保に向けられたB教諭の注意義務が軽減ないし免除されるものではなく、事故発生という危険が予見される場合には、これを予防するのに必要な措置を講ずるべきであることに変わりがないというべきである。

本件の場合、そのあとに、高校生程度の技量・判断力では、ノックは常に危険性を内包している旨判示し、教員がノックに立会しなかったことを過失と認定している。

この判例の意味は非常に大きい。槍投げのように、ある種のマイナー・スポーツで、危険性を内在させていることが明白な場合と異なり、野球は高校の運動部活動においてもっとも広く行われている種目のひとつであり、ノックもごく一般的に実施されている。こうした部活動及び練習方法に教員の立会が求められるということは、部活動にかかる教員の責任は非常に広範に認定されやすいということである。

この立会の問題につき、判断を示した最高裁判決がある。いわゆる「トランポリン喧嘩事件」である（最判昭58年2月18日）。この事件では、体育館でトランポリン遊びをしていた生徒を邪魔に思ったバレーボール部員が当該生徒と喧嘩になり、外傷性網膜剥離を負わせたというもので、バレーボール部顧問教員の立会義務違反が裁判で争われた。最高裁は次のように述べて、教員の責任を否定した。「何らかの事故が発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務までを負うものではない」。このように、最高裁は常時立会する義務を否定している。

この判例は部活動そのものとは無関係の生徒同士の喧嘩から起こった事態を背景としており、事例④に直接適用することはできない。しかしながら、事例④のような、教員の責任を広範に捉える判決の存在が運動部活動にかかわる教員の時間的負担をより重いものとする作用をもつことは間違いないだろう。野球及びノック練習というごく一般的な活動にまで立会を求めるということは、ほぼすべての運動部活動に立会を求めていることに等しい。運動部活動にかかわる教員の負担が重くなる背景のひとつに、こうした立会を広範に求める法的言説の存在を見出すことができる。

## 5. 事故における責任の分配

### (1) 大会主催者と引率教員との関係

そこで、部活動にかかる教員の負担を軽減するために、複数人顧問制度、外部委託化、

非常勤職員の雇用といった措置が執られることが多い。確かに、こうした制度の導入は、奏功すれば、ひとりの教員にかかる時間的、肉体的、精神的負担を和らげる効果をもつだろう。しかしながら、いざ事故が発生した際に、関係者の間でどのように責任が分配されるのかという点についてまで踏み込んで設計した制度はそう多くない。特に、運動部活動においては、練習試合や遠征試合、各種大会への参加と、ひとつの活動に対して、多数の関係者が関与することが一般的である。したがって、事故防止において関係者間で責任がどう分配されているのかを確認する必要がある。

この点につき参考になるのが事例③、ボート競技の新人戦に出場した女子生徒がボートの転覆によって溺死した事故である。引率した教員と大会主催者との責任の分配が問題となった。引率教員の責任につき、教員は次のように述べている。

参加者を募って運動競技大会を主催する者は、その運動競技が一定の危険を伴う場合、参加者が安全に競技を行うことができるように配慮する義務を負い、主催者が同義務を負っている限りでは、引率教諭の安全配慮義務は全く免除されるか、少なくとも相当程度に軽減される。

これに対し原告の生徒遺族側は、「高校生が課外クラブ活動であるボート部として参加し、しかもその大会自体が未だ経験が浅く技能の未熟な生徒が参加する新人戦である場合には、そのような理屈は全く妥当しない」と真っ向から反論している。

ここで教員側の主張の土台となっている責任に対する考え方は、責任の総量というものは一定であり、主催者が引き受ける責任の量に応じて、引率教員の責任の量は遞減されていくという、ゼロサムゲーム的なものである。こうした責任の分配論を裁判所はどのように判断したのだろうか。次のとおり、引率教員の主張を否定した。

学校教育の一環である課外クラブの活動としての大会参加において引率教諭が負う安全配慮義務が、他に部員らに対して、安全配慮義務を負う者がいることを理由に、直ちに免除あるいは軽減されるとすることはできず、被告の主張は採用できない。もっとも、参加者らに対して安全配慮義務を負っている大会主催者らがとっている安全対策の内容や大会の具体的状況等については、引率教諭らの具体的な注意義務の内容・程度を確定する際に考慮すべき一事情となり得る。

ここで裁判所は、大会主催者と引率教員との責任の分配を一事情として考慮しつつも、相補的なものではなく、相互に独立したものと捉える考え方を採用している。仮に教員側の主張が採用されたとするならば、大会という最も緊張を強いられる場面で、一定程

度教員の責任が軽減されたものと思われる。一方で、本件裁判所のような分配論を採用する限りは、引率に伴う教員の責任は大会主催者等との関係に応じて変化するわけではない<sup>2)</sup>。

大会主催者等の責任につき、先行する判決では次のような見解がとられている。以下は定時制高校に通う柔道部員が試合中対戦相手に投げられて負傷した事故の判決である。「本質的に危険が内在している柔道競技を主催するに際してこれに関係する者は、(中略) 予見可能な危険の態様すべてにわたって、事故発生を防止すべき注意義務を負うものと解するのを相当とするところ、右義務は、試合自体に限らず、協議の運営ないしその準備にも及んでいる」(長野地判昭和54年10月29日)。大会主催者の責任を肯定したが、これによって引率教員の責任が軽減ないし否定されたわけではない。この点で事例③と同様の論理構成である。こうした分配論をとる限りにおいては、逆に責任の所在が曖昧化し、一部の者により強い責任が押し付けられる危険性もある。

## (2) 顧問と副顧問の関係性

外部機関と教員との関係が争点となった事例③に対して、部活動内部での教員同士の関係が問題となったのが事例⑩である。事例⑩は、剣道部の練習中に熱中症を発症した生徒がその後死亡した事故である。本件では、顧問教員と副顧問教員ふたりの、熱中症発症時の対応をめぐる争われた(本件では医師の過失も争われたが、この点については本研究の趣旨からは逸脱するので割愛する)。

一般的には、副顧問よりも顧問に、より広範でかつ重大な安全配慮義務が課されるものである。しかしながら、この点につき生徒側は「被告D(副顧問のこと)について認められるべき注意義務は、被告Dが剣道部の副顧問という立場にあったことにも照らせば、部活動の実施により部員の生命及び身体に危険が及ばないように配慮すべきであることなど、基本的に被告C(顧問のこと)のそれと同様である」と主張している。つまり、顧問と副顧問とで、注意義務の程度や内容に差はないということである。

一方被告の学校は、被告Cの過失も否定しているが、被告Dについては次のように述べている。「本件では、剣道部における被告Dの権限や関与の状況に照らして、被告D独自の注意義務違反の存否を判断すべきである。そして、監督等の指導責任者の指揮下でその指導を補助するのみである場合には、指導責任者の指揮下で指導を補助する限りにおいて、原則として独自の注意義務違反を認めることはできない」。つまり、指導者たる顧問が指導をしている状況下で、副顧問に独自の注意義務は存在しないという主張である。

この点につき、裁判所は次のとおり判示して、副顧問の過失を肯定した。

被告Dは、副顧問を務めていた平成18年8月に剣道場において夏合宿中の生徒が熱射病を発症して緊急搬送されたことを当然に知り又は知るべき立場にあったこと、また、上記配布資料（熱中症予防に関する資料のこと）を受領し、その内容を把握していたことにも照らせば、上記のような注意義務が、顧問に劣後する副顧問であったという一事をもって軽減されることはない。そのため、被告Dには、E（被害生徒のこと）に熱射病の徴候である意識障害を窺わせる異常行動が認められた際に、練習を継続する被告Cを制止するなどして直ちに練習を中止し、救急車の出動を要請するなどの適切な処置を取るべき注意義務があったというべきである。

事故が発生した際に、顧問、副顧問にかかわりなく、その場に居合わせる指導者が早急かつ適切に処置を施すことは当然である。その意味で、当該判決は至極まっとうなものとして評価できる。しかしながら一方で、結局のところ、事故防止における顧問と副顧問との関係は、当該判決ではわからないままである。もし副顧問にも顧問と同様の事故防止の責任まで求められるなら、複数顧問制をとったとしても、副顧問の責任が軽減されることはない。同時に、教員間での責任の所在を曖昧にする危険性さえある。こうした教員間での役割や関係の曖昧さも、運動部活動にかかわる教員の負担を重くする背景のひとつといえるだろう。

## 6. 事故防止に関する認識の程度

さて、事例③において、副顧問の過失が認定された根拠のひとつは、副顧問が事前に熱中症に関する資料を読んでおり、熱中症に関する知識や認識が存在していたことである。このように、過失の認否に当たっては、事故の発生に関する認識や知識があったかどうか大きな争点となる。この点が問題となったのが事例②である。

事例②は、ラグビーの対外練習試合後に熱中症を発症し、翌日死亡した事故である。この事故では、ラグビーというスポーツに関連して、指導者は部員の状態等をどの程度まで把握すべきなのが問題となった。判決ではまず、ラグビーが熱中症を発症しやすいスポーツであることを踏まえた上で、次のように判示している。

C(死亡した生徒のこと)の我慢強い無口な性格は同監督として十分承知していたはずであることなどからすると、E監督は、部員の練習指導に心を砕いていたことは十分に認められるものの、Cの熱中症発症については十分な監視を怠ったまま、本件アフター練習を命ずるとともに、同練習中においては、Cの上記異常（スローインの際の緩慢プレー）を、技量の不足、単なる疲労又は練習に対する意欲の低下に

よるものと判断して、さらに、約200メートルのランニングを2回命じるなどし、もって、Cにつき不可逆的な熱射病を発症させたものと認められる。

ここで注目すべきは、監督の注意義務の範囲が部員の性格にまで及んでいる点である。指導者として部員の性格や態度、行状を把握しておくことは、教育的にきわめて重要な営為のひとつである。しかし、こうした教育的な営為が事故発生の際に過失責任の根拠のひとつとされるのならば、素直に評価できるものではない。女子柔道部員の健康状態の把握義務が問題となった事例⑥では、高校生という立場が忖度され、体調不良を自己申告しなかったがゆえに、教員側に過失はないと判断された。こうした判決も踏まえるならば、高校生に対して、教員にあまりにも深い認識の程度を求めることは、教員に強い負荷を課し、教育活動そのものを委縮させてしまう危険性がある。

一方で、運動部活動の指導に当たる者が怪我や事故の予防・処置等についてまったく認識や知識をもたないことも、当然許されるわけではない。ここで、学校事故に関する代表的な判例のひとつであるサッカー部の試合中に高校生が落雷を受けた事故を取り上げてみよう（最高裁第2小法廷平成18年3月31日）。本件では、控訴審と上告審とで判断が二分された。控訴審では、平均的なスポーツ指導者を基準として、落雷を予見することは難しかったとする一方、上告審では、平均的なスポーツ指導者において落雷の危険性を予見することが難しかったとしても、注意義務の懈怠の責任は免れるものではないと判断された。判断は二分されたが、いずれにせよ、部活動の指導者には「平均的なスポーツ指導者」という程度の認識が求められていることがわかる。

翻って、熱中症その他の傷病の予防においても、「平均的なスポーツ指導者」程度の認識がすべての部活動の指導者に要求されているといえるだろう。熱中症に関する報道や、部活動や特別活動中の事故に関する裁判や報道等が蓄積されていく中で、事故に関する認識を有さないことは、それ自体として過失責任を問われるものである。女子バスケット部練習中の熱中症が問題となった事例⑦の判決では次のように述べられている。

既に熱中症の予防策や発生時の対処方法について、財団法人日本体育協会による熱中症ガイドブックも公刊されており、熱中症の危険性とその予防対策の重要性は、体育教育関係者にとっては当然身に付けておくべき必須の知識であったと認められる。

その一方で、一度目の脳震盪後のダメージにより重篤な脳障害を発症するセカンド・インパクト症候群が問題となった事例⑨では、その症状に関する文献は公刊されているものの、医療従事者ではない教員にまでその知見を前提とした指導を行う義務はないと

判示された。このように、「平均的なスポーツ指導者」にはどの程度の知識や技術が必要とされるのか、判例から確実な基準を読み取ることはできない。この不確実さこそが教員にとっての負荷となるものである。社会的に必要と認められる程度の知識や技術を指導教員に教育する仕組みを早急に構築することが必要だろう。

## 7. おわりにー運動部活動事故の防止・解決へ向けてー

以上、10件の判例の分析を通して、運動部活動事故にかかる法的言説の構造を概観した。紙幅の都合から詳しく検討できなかった事例もあるが、どういった法的言説の作用の中で、部活動指導にかかる教員の責任が増幅される傾向にあるのか、次のようにまとめることができる。今後の実践的、政策的な課題とあわせて提示する。

第1に、教員の広範な立会を求める志向が法的言説に内在しているという点である。最高裁判決では常時立会う義務は否定されているものの、実際には事例④のような教員の広範な立会を求める地裁判決も数多く見られる。むろん、高度の危険性を内在するスポーツは数多くあるが、あまりにも広範な立会義務は教員の負担を増すばかりである。高校生の発達段階に応じて、それぞれのスポーツの練習メニューや試合形式ごとに、ある程度の基準を定立することが必要だろう。

第2に、関係者間での役割や関係の曖昧さという点をあげることができた。運動部活動には、部内だけでも顧問や副顧問、学校管理者、外部指導者など複数の教員が、部外では大会の主催者、対外試合の相手校など数多くの関係者が携わっている。本研究で取り上げた判例を見る限り、これら関係者間の役割分担はかなり曖昧なようである。むろん、事故が発生した際に迅速な救護に当たることは、そこに居合わせた大人すべての責任であるが、日ごろの事故防止体制や安全管理体制の構築などは事前に部内で取り決めることはできるはずである。また、大会主催者や他校との役割分担等も、事前に契約化できる事項である。事故防止にかかる役割の明確化・契約化は、教員の負担を軽減し、責任の明確化をなす上で、有効な方法のひとつである。

第3に、教員に求められる認識の程度が不明瞭という点をあげることができた。落雷事故に関する最高裁判決で用いられた「平均的なスポーツ指導者」という概念自体が不明瞭なものであるがゆえに、本研究の分析対象においても、どの程度の認識が教員に求められているのかは判然としなかった。こうした不明瞭さは、事故防止にかかる教員の精神的負荷を重くするものである。逆に、いたずらに教育活動を委縮させる危険性もある。部活動を指導するほとんどの教員はスポーツ生理や救命救急等に関する事柄を学習せずに教員免許状を取得している。教職課程や教員研修の中で、ある程度の知識を教授する体制が必要だろう。

同様に、未経験のスポーツを指導することになる教員も数多くいる。事例⑤ではアメフト経験者の教員による過失が問題となり、事例⑧では体操未経験者の教員による過失が問題となったが、事例⑤では原告敗訴、事例⑧では原告勝訴の判決が下された。結論に至る過程には様々な要素が勘案されるにしても、単純に考えて、経験者のほうが過失責任は重そうである。つまり、未経験ということは決して免責の理由とはならないということである。であるならば、一面的に教員の責任とするのではなく、行政や学校が教員の配置や運動部活動の種類の種類を精選をもっと考慮する必要がある。

以上、本研究から読み取れる範囲で、運動部活動事故に対する今後の課題を提示した。むろん、ここで提示したこと以外にも、様々な点が課題として指摘しうるが、いずれにせよ、不幸にして運動部活動中の事故は起こってしまうし、これからも起こりうるものである。研究においても実践においても、そうした事故を絶えず教訓として吟味していくことがもっとも重要なことである。

## 注

- 1) 裁判所「裁判例情報」[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)
- 2) そもそも、多くの教員が何らかの大会の運営者として駆り出されているのが現状である。事例③においては、安全対策に関する大会の運営は教員の職務の範囲内なのかどうかも争点となった。慣習的に部活動にかかわる大会運営等も教員の職務のひとつとみなされているようだが、この点自体も再考する必要があるだろう。

## 参考文献

- Adolf E.F. 1947 *Physiology of man in the desert*. New York Hafner Pub Co p.191
- 鮎澤衛 2014 「学校管理下における突然死の現状と対策」『小児保健研究』第73巻第2号 272-276頁
- 鮎澤衛 2016 「学校における突然死」『臨牀と研究』93巻11号 61-66頁
- 市川須美子 2007 『学校教育裁判と教育法』三省堂
- 神奈川県教育委員会 2014 『中学校・高等学校生徒のスポーツ活動に関する調査報告書』
- 文部科学省 2012 『学校における体育活動中の事故防止について（報告書）』
- 日本スポーツ振興センター 2015 『学校の管理下の災害』
- 奥野久雄 2004 『学校事故の責任法理』法律文化社
- 谷論、大橋洋輝、高尾洋之 2016 「成長期の頭部外傷の現状」『臨床スポーツ医学』Vol.33No.11 1032-1037頁
- 東京大学 2006 『教員勤務実態調査』
- 内田良 2010 「学校事故の『リスク』分析 - 実在と認知の乖離に注目して - 」『教育社会学研究』第86集 201-221頁
- 山本雄二 2009 「ドキュメントを読む - いじめ自殺訴訟判決を例に - 」『教育社会学研究』第84集 65-81頁